

大和市監査委員告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年10月31日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 教育部
- 2 監査対象期間 平成30年10月～令和元年9月
- 3 監査年月日 令和元年10月31日
- 4 監査の方法 この監査は、教育部〔教育総務課、学校教育課、保健給食課（北部・中部・南部学校給食共同調理場含む）、指導室、教育研究所、青少年相談室〕において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 補助金交付に関する事務
  - (5) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
  - (6) 財産管理に関する事務
  - (7) 備品管理に関する事務
  - (8) 物品管理に関する事務
  - (9) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (10) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
  - (11) 学校施設使用許可に関する事務
  - (12) 交際費の経理に関する事務
  - (13) 給食費の経理に関する事務
  - (14) 医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事務

- (15) 奨学金給付に関する事務
- (16) 就学援助費支給に関する事務
- (17) 特別支援教育就学奨励費支給に関する事務
- (18) 学校交際費支払に関する事務
- (19) 学校給食共同調理場職員の給食費徴収に関する事務
- (20) 時間外勤務手当支給に関する事務
- (21) 切手・図書カードの受払に関する事務
- (22) 駐車場サービス券の受払に関する事務

5 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(教育総務課)

予算執行に関する事務において、配当された歳出予算の範囲を超えて支出負担行為を行っているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。